

平成 28 年熊本地震で 被災された皆さまへ

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

～ 生活再建に向けて～

平成 28 年熊本地震被災者支援メニュー 〈H28.7.19 現在〉



益 城 町

役場仮庁舎（町公民館）課等配置・連絡先

仮庁舎周辺地図



【男女共同参画センター】

男女共同参画センター ☎ 286-6665
住まい支援チーム ☎ 289-1480

【役場南側駐車場内プレハブ】

環境衛生課 ☎ 289-8077

【交流情報センター】

生涯学習課 ☎ 286-3337
交流情報センター ☎ 287-8411
スポーツ振興係 ☎ 287-4330
学校教育課 ☎ 286-3307

【水道センター】 ☎ 286-6880

【浄化センター】 ☎ 286-1131

益城町公民館仮庁舎

【1階公民館】

税務課

住民税係 ☎ 286-3380

納税係 ☎ 286-3116

固定資産税係 ☎ 286-3377

住民保険課

住民係 ☎ 286-3112

保険年金係 ☎ 286-3113

【1階プレハブ】

福祉課

福祉係・人権対策係 ☎ 286-3115

生活再建支援係 ☎ 289-1400

いきいき長寿課 ☎ 286-3114

会計課 ☎ 286-3201

子ども未来課 ☎ 286-3117

復興課 ☎ 286-3210

企画財政課 ☎ 286-3223

【2階公民館】

農政課 ☎ 286-3277

被害家屋認定調査チーム ☎ 289-2911

都市計画課

都市計画係・建築係 ☎ 286-3340

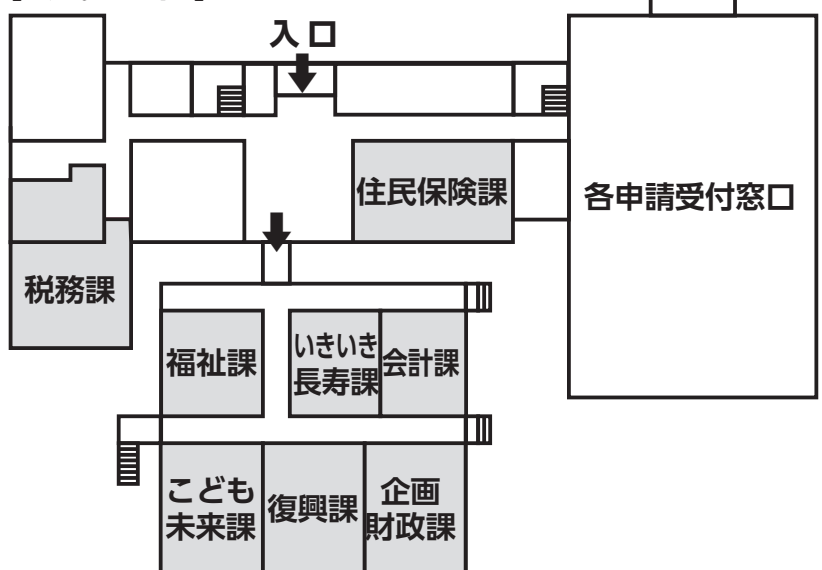
【2階プレハブ】

議会事務局 ☎ 286-3351

総務課(代表) ☎ 286-3111

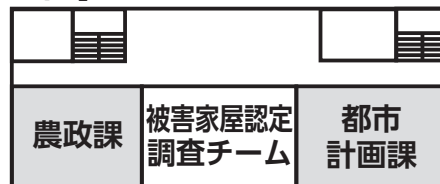
建設課 ☎ 286-3301

【公民館1階】

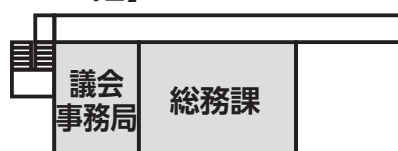


【プレハブ1階】

【公民館2階】



【プレハブ2階】



被災された皆さまの生活再建に向けて（目次）

No.	種 別	項 目	り災証明書判定(住家)			ページ
			全壊	大規模半壊	半壊	
1	証明書	り災証明書の交付	—	—	—	1
2	住まい	民間賃貸住宅借り上げ事業(みなし仮設住宅)	○	○	△	1
3	住まい	応急仮設住宅	○	○	△	2
4	住まい	被災住宅の応急修理	△	○	○	3
5	生活支援	被災者生活再建支援制度	○	○	△	4
6	生活支援	被災家屋などの解体・撤去および処分	公費 ○	公費 ○	公費 ○	5
7	弔慰金・見舞金	日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金	見舞金 ○	見舞金 ○	—	7
8	弔慰金・見舞金	災害弔慰金・災害障害見舞金	—	—	—	7
9	義援金	災害義援金	○	○	○	8
10	貸 付	災害援護資金	○	○	○	9
11	環 境	地震による災害ごみ	—	—	—	10
12	障がい福祉	福祉用具の再給付	—	—	—	11
13	生活支援	入浴施設の無料開放	—	—	—	11
14	証明書	各証明書の交付手数料の免除	△	△	△	11
15	税	町税の納税猶予	△	△	△	12
16	税	町税の納付期限などの延長	—	—	—	12
17	税	個人町県民税の減免	△	△	△	12
18	税	固定資産税の減免	△	△	△	15
19	税	国民健康保険税の減免	△	△	△	15
20	保 険	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	17
21	保 険	国民年金保険料の免除	○	△	△	18
22	保 険	介護保険料の徴収猶予	△	△	△	18
23	保 険	介護保険料の減免	△	△	△	19
24	保 険	医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除	△	△	△	20
25	保 険	国民健康保険の一部負担金の還付	—	—	—	20
26	障がい福祉	自立支援医療(更生・育成・精神通院)の所得区分の変更	—	—	—	22
27	保育料	保育料の減免	○	○	○	22
28	児童扶養手当	児童扶養手当の所得制限解除	△	△	△	23
29	納 付	公金(税、使用料など)の納付	—	—	—	23
30	人材派遣	災害ボランティアの派遣	—	—	—	23
31	情報発信	情報の発信(当面の発信媒体)	—	—	—	24

○=該当、△=場合によって該当

1 1 災証明書の交付

税務課 ☎ 096-286-3377

1 災証明書は、地震などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類です。町が被害家屋の現地調査を行い発行するもので、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の区分で被害の程度を認定します。

【受付時間】

9:00～16:00

【交付場所】

益城町中央公民館 講堂

【予約】

電話による交付日時の予約を受けつけています。お電話をいただいた日から1週間までの間で、交付日時の予約ができます。

【交付手数料】

無料

【交付に必要なもの】

- 身分証明書（免許証など） ● 調査済証（調査済証がなくても手続きできます）
- 委任状（同一世帯でない方が受領する場合）

2 民間賃貸住宅借り上げ事業（みなし仮設住宅）

住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

平成28年熊本地震により住家が全壊または大規模半壊の被害を受け、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本県が借り上げて提供します。

【対象となる方】

以下のすべての要件を満たす方

- ①平成28年4月14日時点において、熊本県（熊本市を除く）に住所を有する方
- ②今回の災害で住家が全壊または大規模半壊となり居住する住宅がない方
- ③半壊の場合であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋など、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない方（半壊の住宅が賃貸住宅等の場合は、物件所有者の署名・押印が必要です）
- ④自らの資力では、住宅を確保することができない方
- ⑤災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用しない方

【受付時間】

9:00～12:00、13:00～16:00

【申込場所】

益城町中央公民館 講堂

【借り上げ条件】

- ①みなし応急仮設住宅としての使用について、貸主から同意を得ているもの
- ②管理会社などにより賃貸可能と確認されたもの
- ③家賃が、1か月当たり原則6万円（対象世帯が5人以上（乳幼児を除く）の場合は9万円）以下のもの

【入居者が負担するもの】

- ①光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など

②入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用について、退去修繕負担金を上回る場合の不足額

【入居期間】

最長2年

【必要書類】

●申込書 ●住民票 ●り災証明書 など

※詳しいことはお問い合わせください。

3 応急仮設住宅

住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

平成28年熊本地震により住家が全壊または大規模半壊の被害を受け、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な住居の安定を図るものです。

【対象となる方】

(①、⑤、および②～④のいずれかに該当する方)

①平成28年4月14日時点で益城町に住所を有する方

②今回の災害で住家が**全壊**または**大規模半壊**となり、居住する家がなく、自己の資力では住家の確保が困難な方

③二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

④「**半壊**」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方

⑤みなし仮設住宅や応急修理制度の公的援助を受けていない方

【申込受付期間】

第2次募集は終了しました。第3次募集の時期など詳細は、決定次第お知らせします。

【入居期間】

最長2年間

【入居費用】

●住宅使用料／無料 ●光熱水費(電気・ガス・水道料)など／自己負担

【入居者の選定・決定】

入居者の選定および決定は優先世帯を設定し、希望者多数の場合は抽選により決定します。

[入居者選定における優先世帯]

- 身体障害者手帳1級または2級の方がいる世帯
- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方がいる世帯
- 要介護認定1以上を受けている方がいる世帯
- 3歳以下の乳幼児または妊婦のいる世帯
- 中学生以下の子どもが3人以上いる世帯
- 75歳以上の高齢者がいる世帯

【入居者決定のお知らせ】

入居が決定した方には、申込時に記入していただいた居所への郵送と併せ、受付票の番号を各避難所に掲示するほか、町ホームページなどでお知らせします。なお、入居手続きなどの詳細につきましては、改めて通知します。

4 被災住宅の応急修理

住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

平成 28 年熊本地震により住宅が被害を受け、その住宅に住むため、または住家と同じ敷地内にあって一体的に利用されてきた納屋・倉庫等の修理などを行い住家とするため、必要最小限の応急修理に要した費用の一部を町が直接業者に支払う制度（すでに修理費を支払われた箇所は対象外）です。

【対象となる方（世帯）】

以下のすべての要件を満たす方（世帯）

- ① 応急修理を行う住家（住家が修理できない場合は、住家と同じ敷地内にある一体的に利用されてきた納屋・倉庫等でも可）に居住すること
- ② 住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けたこと（り災証明が必要）
（ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、申請可能です）
- ③ 応急修理によって避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること
- ④ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと
- ⑤ 半壊の場合、申出書を提出すること
- ⑥ 必要な書類が揃うこと

※上記の条件を満たす方は、すでに修理されていても申請できます。その場合、施工写真（施工前・中・後）が必要です。

【受付日時】

9：00～12：00、13：00～16：00

【申請場所】

益城町中央公民館 講堂

【応急修理の内容】

◆住宅の場合

① 住宅の応急修理は日常生活に必要欠くことのできない部分であって、必要最小限度の緊急を要する箇所（屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管、配線、トイレなどの衛生設備）について実施します。

② 地震災害と直接関係のある修理のみが対象です。

※内装に関するものおよび家電製品は対象となりません。

◆被害を受けた住家が修理できなく、住家と同じ敷地内にある一体的に利用されてきた納屋・倉庫等に係る修理などを行い住家とする場合

・住家の応急修理の同等範囲（屋根・外壁など）、トイレ・台所・風呂などの設備などの設置、上下水道等の配管、配線などの設置についても対象となります。

【修理完了期限】

平成 28 年 12 月 13 日

※応急的な修理が済み、工事完了報告書の提出期限となります。

【限度額】

1 世帯当たり 57 万 6 千円

※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接、町が支払います。

※内容の審査を行い、限度額を超える場合および対象外となったものは自己負担となります。

※同じ住宅に 2 以上の世帯が居住している場合でも、上記の 1 世帯当たりの額以内となります。

【必要書類】

- 住宅の応急修理申込書
- 修理見積書
- 工事完了報告書
- 誓約書
- 世帯全員分の住民票
- り災証明書
- 申出書（半壊の場合）

納屋・倉庫等の場合は、併せて次の資料が必要です。

- 被災住家の写真
- 被災住宅と修理予定の小屋等との位置関係がわかるような写真（同一敷地内にあるかを確認するため）

5 被災者生活再建支援制度

福祉課 ☎ 096-289-1400

平成 28 年熊本地震により住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けられた方に、生活再建の支援金を支給します。

【対象となる方】

- ①住宅が全壊の被害を受けられた方（世帯）
- ②住宅が大規模半壊の被害を受けられた方（世帯）
- ③居住する住宅が半壊し、または居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、居住するために必要な補修費などが著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った方（世帯）※全壊扱いとなります。

【受付時間】

9:00～12:00、13:00～16:00

【受付場所】

益城町中央公民館 講堂

【内容】

支給金の支給額は、以下の 2 つの支給金の合計額となります。

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支給金（基礎支援金）
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計①+②
複数員世帯	全壊世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			賃貸	50 万円	150 万円
	大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃貸	50 万円	100 万円
単身世帯	全壊世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			賃貸	37.5 万円	112.5 万円
	大規模半壊世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃貸	37.5 万円	75 万円

※加算支援金（賃貸）は、「公営住宅」、「民間賃貸住宅借り上げ事業」、「仮設住宅」などによる入居は対象となりません。

【申請期限】

- ①基礎支援金：災害のあった日から、13 か月の間
- ②加算支援金：災害のあった日から、37 か月の間

【手続き】

申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

区分、必要書類		全壊	全壊		大規模半壊
			半壊により解体	敷地被害により解体	
基礎支援金	①	り災証明書	○	○	○
	②	滅失登記簿謄本		○	○
		敷地被害証明書類			○
	③	預金通帳の写し	○	○	○
加算支援金	④	契約書などの写し	○	○	○

※「半壊」または「大規模半壊」のり災証明書を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い費用がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する「解体証明書」（町が発行）または法務局発行の「滅失登記簿謄本」が必要です。敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など）が必要です。

※世帯主が亡くなっている場合には、死亡された世帯主の住民票除票が必要です。

6 被災家屋などの解体・撤去および処分

環境衛生課 ☎ 096-289-8077

平成 28 年熊本地震により被災し、「り災証明書」で全壊または大規模半壊、半壊と判定された家屋などについて、所有者の申請および同意に基づき、町が代行して公費により解体・撤去を行う制度です。

◆公費解体・撤去

【対象となる方】

- ①「り災証明書」で全壊または大規模半壊、半壊の判定を受けた住家、中小企業の事務所、店舗など
 - ②住家の解体と一体的に解体する建造物（小屋、納屋など）や塀など
- ※単独の小屋は立地状況により補助に該当しない場合があります。

【受付期限】

平成 29 年 3 月 31 日（金）（予定…延期される場合があります）

【申請書配布・受付場所】

役場環境衛生課（役場外来者用駐車場プレハブ）

【必要なもの】

- り災証明書の写し（半壊、大規模半壊、全壊）
- 印鑑（認印で可）
- 申請者と申請に来られた方の身分証明書（運転免許証など）
- 申請の書類
 - ・申請書
 - ・建物配置図
 - ・現況写真（家屋等の全体がわかる写真を 2～3 枚程度）
 - ・確約書
 - ・同意書（共有名義や抵当権者などの権利関係者がいる場合に必要）

- ・誓約書 ・委任状（代理人が申請をする場合に必要です）

【申し込まれた方へ】

- 解体撤去に必要な準備
 - ・電気・ガス・水道・浄化槽維持管理などの停止手続き、浄化槽汚泥、し尿の引き取りなどの手続きは、解体工事前に済ませてください。
 - ・解体家屋の中にある廃棄物（可燃物、不燃物、プラスチック製品など）や貴重品など必要な家財は、できる限り回収しておいてください。
 - ・回収した廃棄物は、地域の収集場所に出すなど適正な処分をお願いします。
- 貴重品など事前に回収できない場合
 - ・解体中、解体業者ができる限り貴重品などを回収しますので、事前立会いの際にお渡しする「貴重品・思い出の品回収希望リスト」の記入をお願いします。
 - ※ご希望に添えない場合があります。
- 立会いをする場合
 - ・解体工事を行う現場では、重機等の往来や解体家屋等の倒壊などの恐れがあります。現地調査時の「事前立会い」、着工時の「工事立会い」を希望される場合は、現場の解体業者などの指示に従ってください。

◆自費解体・撤去

2次被害防止などの理由により、先行的に損壊家屋などを解体・撤去した方につきまして、町が必要として解体・撤去を行うものに該当すると判断した場合は補助の対象となります。

【申請対象】

平成 28 年 7 月 31 日（日）までに解体業者と契約を結んだ方

【申請受付】

7 月 20 日（水）～平成 29 年 1 月末日

※申請書は随時配布しています。

※申請は、解体・撤去の工事をすべて完了してからお越しく下さい。

※申請された費用の全額が補助対象となるとは限りません（町の基準により算定した額が、契約額を下回った場合、その差額は申請者の負担となります）。

【受付・申請書配布場所】

役場環境衛生課（役場外来者用駐車場プレハブ）

【必要なもの】

- 申請に来られた方の身分証明書（運転免許証など）
- り災証明書（半壊、大規模半壊、全壊）の写し
- 申請書類
 - ・損壊家屋等の解体撤去費用申請書
 - ・建物配置図…解体した家屋などがある敷地の見取り図を作成してください。「住居」「事業所」「店舗」「倉庫」などの種類・名称を記載し、解体撤去した家屋などには【壊した】【壊していない】と記入してください。
 - ・誓約書…必須。
 - ・委任状…代理人が申請をする場合に必要です。
- 事前に準備が必要なもの
 - ・写真…解体・撤去の施工前、施工中、施工後の損壊家屋等の写真
 - ・契約書…解体業者との契約書の写しを添付してください。平成 28 年 7 月 31 日（日）までに契約した解体工事が申請対象です。
 - ・見積書…工事費用の内訳が明記されている見積書
 - ・領収書…支払いが済んでいない場合は「請求書」を添付してください。

- ・ マニフェスト伝票…産業廃棄物の種類、数量、処理・処分方法と場所などを記入した伝票です。取得については、施工業者へお問い合わせください。
- ・ 通帳の写し…口座番号や名義人などの情報がわかるもの

7 日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金

日本財団災害復興支援センター熊本支部 ☎ 070-3623-9611

◆弔慰金

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方および行方不明者の遺族・親族に対して、日本財団から弔慰金が支給されます。

【対象となる方】

- ①平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方(関連死も含む)の遺族・親族
- ②平成 28 年熊本地震による行方不明者の遺族・親族

【内容】

お亡くなりになられた方(関連死を含む)、行方不明者 1 人当たり 10 万円

◆住宅損壊見舞金

平成 28 年熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、日本財団から見舞金が支給されます。

【対象となる方】

- ①住宅が全壊した世帯
 - ②住宅が大規模半壊した世帯
- ※貸家やアパートなどの賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
 ※住宅が半壊、一部損壊した世帯は対象となりません。
 ※非住家や事業所は対象となりません。

【内容】

家屋が損壊した世帯に対し、一世帯あたり 20 万円

8 災害弔慰金・災害障がい見舞金

福祉課 ☎ 096-289-1400

◆災害弔慰金

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになった方のご遺族に対して支給します。

【受付時間】

平日 9:00～12:00、13:00～16:00

【対象となる方】

平成 28 年熊本地震によりお亡くなりになられた方のご遺族
 ※遺族の範囲・順位：①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母

【支給額】

- 亡くなった方が生計維持者の場合 500 万円
 - 生計維持者以外の場合 250 万円
- ※弔慰金の額は、死亡者の世帯における生計維持の状況により異なります。

◆災害障がい見舞金

平成 28 年熊本地震により心身に重度の障がいを受けた方に対して支給します。

【受付時間】

9：00～12：00、13：00～16：00

【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により重度の障がいを受けた方

※医師の診断書が必要です。

※障がいの程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に規定する 1 級の障がいに準拠したもので、次のとおりです。

- ①両目が失明した方 ②咀嚼および言語の機能を廃した方
- ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方
- ⑨精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が各前号と同程度以上と認められる方

【支給額】

- 重度の障がいを受けた生計維持者 250 万円
- 重度の障がいを受けたその他の方 125 万円

【必要なもの】

- 医師による診断書

 **災害義援金**

福祉課 ☎ 096-289-1400

熊本県の「平成 28 年度熊本地震義援金配分委員会」において決定され、県から益城町へ配分された義援金について、県の基準に基づき対象となる方へ配分します。

【対象となる方】

「平成 28 年熊本地震」により、益城町で被災された方、および被害を受けた住家に居住していた世帯の世帯主

◆人的被害

- 死亡された方がいる世帯
- 重傷を負われた方がいる世帯
※「重傷」とは、地震によって負傷し、医師の治療を受けた結果、1 か月（30 日）以上の治療を要する場合です。被災に直接起因しない場合（被災後の後片付け作業中に骨折したなどの 2 次災害）は対象外です。

◆住家被害

- 住家が全壊した世帯
- 住家が大規模半壊・半壊した世帯
※住家が全壊・大規模半壊の世帯の方で、すでに被災者生活再建支援金の申請がお済の方は、支援金振込口座へお振込みいたしますので義援金配分の申請は必要ありません。

【受付時間】

9：00～12：00、13：00～16：00

【受付場所】

益城町中央公民館 講堂

【今回の配分額】

義援金配分の対象となる世帯		配分金額	申請者（受け取り者）
人的被害	死亡された方がいる世帯	1人につき 80 万円	配偶者、子、父母、孫、 祖父母のうち支給順位が最も高い方
	重傷を負われた方がいる世帯	1人につき 8 万円	世帯主
住家被害	住家が全壊した世帯	1世帯につき 80 万円	世帯主
	住家が大規模半壊・半壊した世帯	1世帯につき 40 万円	世帯主

【必要なもの】

- 平成 28 年熊本地震災害義援金交付申請書
 - り災証明書の写し
 - 申請者名義の通帳の写し
 - 申請に来られた方の本人確認が出来るもの（運転免許証や保険証など）
- ※重傷者の申請の場合、「医師の診断書」

10 災害援護資金

福祉課 ☎ 096-289-1400

平成 28 年熊本地震により世帯主が負傷した場合、住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

【受付日時】

随時

【対象】

- 世帯主が負傷した場合
- 住居が全壊、大規模半壊、半壊した場合
- 家財の 1 / 3 以上に損害を受けた場合

【所得制限】

世帯人員の平成 26 年分の所得金額の合計

- 1 人 / 220 万円 ● 2 人 / 430 万円
- 3 人 / 620 万円 ● 4 人 / 730 万円
- 5 人以上 / 1 人増すごとに、730 万円に 30 万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円となります。

【内容】

被災の状況などに応じて、下記のとおり内容が異なります。

貸付区分		貸付限度額
(1) 世帯主が負傷した場合 (療養に 1 か月以上かかること)	(ア) 家財、住居とも損害がない場合	150 万円
	(イ) 家財の損害が 1 / 3 以上	250 万円
	(ウ) 住居が半壊した場合 (※)	270 万円
	(エ) 住居が全壊した場合	350 万円

貸付区分		貸付限度額
(2) 世帯主が負傷しなかった場合 (療養に約1か月かからない場合も含む)	(ア) 家財の損害が1/3以上	150万円
	(イ) 住居が半壊した場合(※)	170万円
	(ウ) 住居が全壊した場合((エ)の場合除く)(※)	250万円
	(エ) 住居の全体が滅失など	350万円

※被災住居を建て直す際に、残存部分を取り崩さざるをえないなど特別の事情がある場合は、引き上げられます。

※連帯保証人が必要です。

【貸付条件】

- 利率：年3% (据置期間中は無利子)
- 償還期間：10年 (据置期間含む)
- 据置期間：3年 (特別の場合5年)
- 町税、水道料、保育料などに未納がある方は、借り入れできません。

※審査の結果、ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

11 地震による災害ごみ

環境衛生課 ☎ 096-289-8077

仮置き場を設置し、災害片付けごみの搬入を受け入れています。

【受け入れ日時】

火・水・木・土・日曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

※天候などの理由により、受け入れを中止する場合があります。

※受け入れ時に住所などの確認をさせていただきます(り災証明書、免許証コピー)。

※一般の方の片付けごみ受け入れは、平成28年8月31日(水)までです。

【場所】

益城中央小学校跡地

【分別区分】

搬入については、次により分別してください。

- ①木(家具) ②木(柱) ③畳・布団類 ④家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)
 ⑤パソコン ⑥その他家電(電子レンジなど) ⑦金属ごみ ⑧ガラス・陶磁器
 ⑨コンクリートくず ⑩瓦類 など全17品目

※取り扱えないもの

- ガソリンや石油など危険物、農薬など取扱困難物
- 土砂 ● ブラウン管テレビ

※ごみステーションで回収する通常の可・不燃ごみなどの受け入れはできません。

※タンクや冷蔵庫などの中身、ストーブ内の灯油などはあらかじめ取り出しておいてください。

※がれき袋などに入れたごみは、袋から出して指定の場所においてください。

※災害がれきをごみステーションに出さないでください。

※通常のごみは、震災前同様、ごみカレンダーで指定されている日時、方法で、地域の収集場所またはクリーンセンターへ出してください。

12 福祉用具の再給付

福祉課 ☎ 096-286-3115

障害者手帳をお持ちの方で、今回の地震により、益城町から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方。 ※詳細はご相談ください。

【給付対象品】

◆障がい者日常生活用具

- 介護用ベッド ●入浴補助器具 ●たん吸引器 ●ネブライザー(吸入器) など

◆補装具

- 車いす ●電動車いす ●歩行器 など

【申請に必要なもの】

- 印鑑 ●障がい者手帳
 - り災証明書 ※コピー可 ※後日提出も可
- ※申請内容によっては、その他必要書類があります。

13 入浴施設の無料開放

町民憩の家 ☎ 096-286-4193

町民憩の家を無料開放しています。合わせて巡回バスも運行しています。

【入浴時間】

12:00～18:00 (17:30 受付終了)

※シャワー、サウナは使えません。

※シャンプー、石けんなどは、ご持参ください。

【実施期間】

7月末までで一旦終了となります。その後の開館は未定です。

14 各証明書の交付手数料の免除

住民保険課 ☎ 096-286-3112

平成28年熊本地震で被災された方の経済的負担を軽減するため、次の場合、証明書の交付手数料を免除します。

【対象となる方】

平成28年熊本地震で被災された方

【免除できる場合】

- 地震により、公営住宅に入居する場合
- 地震により、国または地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
- 地震により、家屋などの滅失登記を行う場合
- 災害復旧のために保険金を請求する場合
- 災害復旧のために融資を受ける場合 など

【免除できる証明書の種類】

- 住民票など ●印鑑証明
- 印鑑登録証の再交付 ●各種税証明書
- 固定資産関係証明書

【必要なもの】

り災証明書 ※未交付の場合は、交付手数料免除申請書に被害状況についてご記入ください。

15 町税の納税猶予

税務課 ☎ 096-286-3116

平成 28 年熊本地震による被害の状況により、町税の納税を猶予（分割納付）できる場合があります。

【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方

16 町税の納付期限などの延長

税務課 ☎ 096-286-3380

平成 28 年熊本地震の発生を受けて、すべての税目において、平成 28 年 4 月 14 日以降に到来する申告・申請・納付など（不服申し立てに関するものを除く）の期限を延長します。

【対象となる方】

- 個人／熊本県にお住まいの方
- 法人／熊本県に事業所がある法人
- ※固定資産税に関しては、益城町内に固定資産を所有している個人および法人

【延長の期限】

- 軽自動車税／8月31日
※平成 27 年度軽自動車税の納税証明書（継続検査用）の有効期限については、平成 28 年 8 月 30 日まで延長します。
- 軽自動車税以外の税目／後日改めてお知らせします。

【納付書発送予定】

- 個人住民税／7月 ●国民健康保険税／7月 ●軽自動車税／7月
- 固定資産税／9～10月

17 個人町県民税の減免

税務課 ☎ 096-286-3380

平成 28 年熊本地震により被災された方は、被害の程度に応じて個人町県民税の減免を受けることができます。

◆均等割（前年の所得が一定額以上のときの定額課税）の減免

【対象となる方】

すべての住民

【減免割合】

全額免除

【申請】

減免申請の手続きは必要ありません。

※減免後の税額にて納税通知書（税額決定通知書）を発送します。

◆所得割（前年の所得に応じた課税）の減免

①地震による住宅の被災

【対象および減免割合】

平成 28 年熊本地震により納税義務者または扶養親族が居住する住宅が、「り災証明書」で半壊以上の判定を受けた場合で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の方

前年の合計所得金額	減免割合	
	半壊	大規模半壊、全壊
500 万円以下	1 / 2	全額免除
500 万円を超え 750 万円以下	1 / 4	1 / 2
750 万円を超え 1,000 万円以下	1 / 8	1 / 4

【申請】

- グランメッセ熊本で 6 月 5 日までにり災証明書の交付手続きをされた方は、減免後の税額にて納税通知書を発送しますので、減免申請の手続きは必要ありません。
- 6 月 6 日以降に、半壊以上の「居住する住宅のり災証明書」の交付を受けた方は、減免申請書の提出が必要です。
- 二次調査の申請を行った方も、一次調査の判定結果で減免を行っておりますので、二次調査の判定で新たに半壊以上となった場合に減免申請書の提出が必要となります。

【申請の添付書類】

- り災証明書

②地震による納税義務者の失業（解雇、倒産など会社都合によるもの）

【対象および減免割合】

熊本地震により納税義務者が失業し、平成 28 年中の給与収入の見込額（収入には雇用保険の失業手当も含む）が、前年の給与収入の 5/10 以下に減少すると認められる場合で、前年の合計所得金額が 500 万円以下の方

前年の合計所得金額	給与収入の見込額が	
	3/10 を超え 5/10 以下のとき	3/10 以下のとき
200 万円以下	1 / 2	全額免除
200 万円を超え 300 万円以下	1 / 4	1 / 2
300 万円を超え 500 万円以下	1 / 8	1 / 4

【申請】

減免申請が必要です。

【申請に必要な添付書類】

- り災証明書
- 収入金額が分かる書類
- 雇用保険受給資格者証（写し）

③地震による納税義務者の減収

【対象および減免割合】

熊本地震により納税義務者の平成 28 中の農業、営業、賃貸不動産の収入のうち、いずれかの収入金額の損失額（農作物共済金や損害保険金等によって補てんされる金額がある場合は損失額から差し引きます）が、前年中の当該収入と比較して 10 分の 3 以上と見込まれる場合で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下、かつ減収となった収入以外の収入にかかる所得合計が

400 万円以下の方

※前年中における当該減収となった収入の所得金額とそれ以外の収入の所得金額であん分して得た額に対して減免されます。

前年の合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	全額免除
300 万円を超え 400 万円以下	8 / 10
400 万円を超え 550 万円以下	6 / 10
550 万円を超え 750 万円以下	4 / 10
750 万円を超え 1,000 万円以下	2 / 10

【申請】

減免申請が必要です。

【申請に必要な添付書類】

- り災証明書
- 収入金額及び損失額が分かる書類

④その他の減免

【対象および減免割合、申請に必要な添付書類】

対 象	減免の割合	申請の添付書類
地震により納税義務者が死亡し、災害弔慰金の支給を受けた場合	全額免除	なし
地震により納税義務者が生活保護を受けることとなった場合	全額免除	町県民税減免申請書、り災証明書、生活保護決定通知書(写し)、認印(シャチハタ等インク浸透印は不可)
地震により納税義務者が障がい者となった場合	9 / 10	町県民税減免申請書、り災証明書、障がい者手帳など(写し)、認印(シャチハタ等インク浸透印は不可)

◆減免申請手続き

複数の減免事由に該当する場合であったとしても、重複しての適用はありません（減免額が最も大きいものだけが適用となります）のでご注意ください。

【申請に必要なもの】

- 平成 28 年度町県民税減免申請書（町ホームページからダウンロードできます）
- 該当する減免対象の「申請に必要な添付書類」
- 認印（シャチハタ等インク浸透印は不可）

【提出期限】

益城町税条例第 18 条の 2 の規定に基づき、申告、申請、納付の期限が延長されていますので、現時点では提出期限はありません。（決定次第、お知らせします。）

【その他】

減免申請の手続きについては、納税通知書（税額決定通知書）がお手元に届いてからとなります。給与からの特別徴収（給与天引き）の方は事業所宛てに発送しています。普通徴収（納付書や口座引落しでの納付）または公的年金からの特別徴収（年金天引き）の方は 7 月末に発送予定です。

18 固定資産税の減免

税務課 ☎ 096-286-3377

◆固定資産税の減免

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて固定資産税の減免が受けられる場合があります。

※対象となるのは、震災日以後の納期分に限りです。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

※平成 28 年度の納税通知書の発送は、9 月または 10 月上旬を予定しています。

※減免対象となる条件、減免申請の方法、その他詳細については納税通知書とともにお知らせを同封して発送する予定です。

◆被災住宅用地の特例（住宅があることで宅地の税金が軽減される特例）

平成 28 年熊本地震によって住宅を取り壊すこととなった場合でも、申告をすれば引き続き住宅用地の特例が適用されます。

※住宅を取り壊したことを理由に、平成 29 年度と平成 30 年度の 2 年度分は税金が上がることはありません。

【対象となる方】

平成 28 年 1 月 1 日現在で住宅用地を所有している方

【申告受付】

平成 28 年度固定資産納税通知書発送後～平成 29 年 1 月 31 日まで

19 国民健康保険税の減免

税務課 ☎ 096-286-3380

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。なお、申請は 8 月上旬に発送を予定している納税通知書（1 期目の納期限＝平成 28 年 8 月 31 日）が届いてからとなります。

◆対象①…世帯主が居住する住宅に損害を受けた方

国民健康保険税の納税義務者で、住家のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」もしくは「半壊」である方。

【減免割合】

り災証明書における住家の損害程度	減免の割合
「全壊」	全額免除
「半壊」または「大規模半壊」	1 / 2

【申請に必要なもの】

- 国民健康保険税減免申請書
- 住家のり災証明書 ※コピー可
- 印鑑

※ただし、グランメッセ熊本で 6 月 5 日までにり災証明書の交付手続きをされた方は、減免後の税額にて納税通知書を発送しますので、減免申請の手続きは必要ありません。グランメッセで手続きをされた方で、二次調査の申請を行った方も一次調査の判定結果で減免を行っていますので、二次調査の判定で新たに半壊以上となった場合は減免申請書の提出が必要となります。

◆対象②…世帯主が死亡（災害弔慰金の支給を受けた場合）、または重篤な傷病を負われた方

【減免割合】

全額免除

【申請に必要なもの】

- 死亡の場合 ● 国民健康保険税減免申請書 ● 印鑑
 重篤な傷病の場合 ● 国民健康保険税減免申請書 ● 医師の診断書 ● 印鑑

◆対象③…世帯主または世帯主以外の被保険者の行方が不明である方

【減免割合】

対象区分	減免の割合
世帯主が行方不明の場合	全額免除
世帯主以外が行方不明の場合	行方が不明である方の分の税額を全額免除

【申請に必要なもの】

- 国民健康保険税減免申請書
- 警察などに行方不明者に係る届出をしていることがわかる書類
- 印鑑

◆対象④…世帯主の収入減が見込まれる方

世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金などによる補てん額を差し引いた額）が、前年の当該収入額の3割以上あり、かつ合計所得金額が1,000万円以下である方

※「前年の合計所得金額」から、「減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額」を差し引いて得た額が400万円を超える方を除きます。

【減免割合】

次の表に定める対象保険税額に各区分による減免割合を乗じて得た額を減免します。

対 象	減免の割合	対象保険税額の算定方法
300万円以下	全額免除	対象保険税額 = A × B ÷ C A：平成28年度の国民健康保険税額 B：減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2種類以上ある場合は、その合計額） C：世帯主および世帯主以外の被保険者につき算定した前年の合計所得金額
300万円超え 400万円以下	8 / 10	
400万円超え 550万円以下	6 / 10	
550万円超え 750万円以下	4 / 10	
750万円超え 1,000万円以下	2 / 10	

※事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額等にかかわらず対象保険税額の全額が免除されます。

【申請に必要なもの】

- 国民健康保険税減免申請書
- 所得を明らかにする書類（確定申告書の控えなど）
- 保険金などを明らかにする書類
- 失業の場合（離職票、雇用保険受給資格者証など）
- 事業休廃止の場合（公的機関へ提出した休廃止届出書の写しなど）

【申請期限】

益城町税条例第18条の2の規定に基づき、申告、申請、納付の期限が延長されていますので、現時点では期限はありません。決定次第、お知らせします。

【その他】

複数の減免事由に該当する場合であっても、重複しての適用はありません。減免額が最も大きいものだけの適用となります。

平成 28 年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。保険料の減免対象者は、次の対象①～④のいずれかに該当する方です。

◆対象①…世帯主が居住する住宅に損害を受けた方

後期高齢者で住家（居宅）のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」もしくは「半壊」と表示されている方

【申請に必要なもの】

- 住家（居宅）のり災証明書 ● 保険証 ● 印鑑

◆対象②…世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負われた方

【申請に必要なもの】

- 死亡の場合 ● 戸籍（または除籍）謄本 ● 保険証 ● 印鑑
● 死亡証明書、死亡診断書 など
- 重篤な傷病の場合 ● 医師の診断書 ● 保険証 ● 印鑑
● 入院証明書 ● 障害者手帳 など

◆対象③…世帯主または世帯主以外の後期高齢者の行方が不明である方

【申請に必要なもの】

- 保険証 ● 印鑑 ● 被災証明書など

◆対象④…世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金などによる補てん額を差し引いた額）が、前年の当該収入額の 3 割以上あり、かつ合計所得金額が 1,000 万円以下である方

※「前年の合計所得金額」から、「減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額」を差し引いて得た額が 400 万円を超える方を除きます。

【減免割合】

次の表に定める対象保険料額に各区分による減免割合を乗じて得た額を減免します。

前年の合計所得金額等	減免の割合	対象保険料額
300 万円以下	全額免除	対象保険料額 = A × B ÷ C
300 万円超え 400 万円以下	8 / 10	A：減免の対象となる後期高齢者の保険料額 B：減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2 種類以上ある場合は、その合計額） C：減免の対象となる後期高齢者の属する世帯の世帯主およびすべての後期高齢者につき算定した前年の合計所得金額
400 万円超え 550 万円以下	6 / 10	
550 万円超え 750 万円以下	4 / 10	
750 万円超え 1,000 万円以下	2 / 10	

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額等にかかわらず対象保険料額の全額が免除されます。

【申請に必要なもの】

- 所得を明らかにする書類（確定申告書の控えなど） ● 保険金などを明らかにする書類
- 保険証 ● 印鑑 ● 失業の場合（離職票、雇用保険受給資格者証など）
- 事業休廃止の場合（公的機関へ提出した休廃止届出書の写しなど）

◆申請について

【申請期限】

平成 29 年 4 月 13 日まで

※平成 29 年 3 月に熊本県後期高齢者医療被保険者の資格を取得される方については、納期限前 7 日までが申請期限となります。

【申請書提出方法】

申請書は、住民保険課保険年金係の窓口で提出できるほか、郵送での提出もできます。

提出先：〒 861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園 702

益城町役場 住民生活課 保険年金係 あて

21 国民年金保険料の免除

熊本東年金事務所 ☎ 096-367-8144、住民保険課 ☎ 096-286-3113

平成 28 年熊本地震で被災し、住宅や家財などについて損害を受けられた方は、国民年金保険料の全額または一部の免除を受けられる場合があります。

【対象となる人】

住宅や家財等の財産の被害金額が、元の価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合（保険などによる補てんがある場合は、その分が控除されます）

【減免の割合】

全額または一部免除

※保険料が免除されると、将来受け取る年金の額が減少します。

【申請に必要なもの】

- 年金手帳（なくても可） ●印鑑（認めで可）
- り災証明書 ※コピー可

22 介護保険料の徴収猶予

いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

平成 28 年熊本地震で被災され、納付すべき保険料の全部または一部を一時的に納付することができないと認められる場合、納付義務者の申請によって、その納付できないと認められる金額を限度として、6 か月以内の期間に限って徴収猶予を受けることができます。

【対象】

次の各号のいずれかに該当すること

- ①第 1 号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、当該震災により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ②第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した場合、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことによりその方の収入が著しく減少した場合
- ③第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合

【申請】

徴収猶予の申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明できる書類が必要です。

- ①第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の氏名、住所および個人番号
- ②徴収猶予を受けようとする保険料の額および納期限、または年金給付から徴収される特別徴収保険料額
- ③徴収猶予を必要とする理由

【対象となる方】

次の1～3をすべてを満たす方

- 1 次の各号のいずれかに該当すること
 - ①第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が、当該震災により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
 - ②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した場合、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことによりその方の収入が著しく減少した場合
 - ③第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合
- 2 熊本地震で被災され、受けた損害の程度がその住宅、家財またはその他の財産の価格の10分の3以上であること
- 3 世帯の前年中の合計所得が1,000万円以下であること

【申請期限】

- ・普通徴収(納付書または口座振替でのお支払い)の方 …納期限の7日前
- ・特別徴収(年金から控除)の方 …対象年金支給月の前々月の15日前

【必要書類】

- 1 次に掲げる事項を記載した申請書
 - ①第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の氏名、住所および個人番号
 - ②減免を受けようとする保険料の額および納期限、または年金給付から徴収される特別徴収保険料額
 - ③減免を必要とする理由
- 2 減免を受けようとする理由を証明できる書類

【減免期間】

減免の事由が発生した月から1年以内の保険料

【減免割合】

損害の程度	前年中の合計所得金額	減免割合
5 / 10 以上	500万円以下	全額免除
	500万円を超え 750万円以下	1 / 2
	750万円を超え 1,000万円以下	1 / 4
3 / 10 以上 5 / 10 未満	500万円以下	1 / 2
	500万円を超え 750万円以下	1 / 4
	750万円を超え 1,000万円以下	1 / 8

※事務処理の都合で、減免決定後に年金から控除される場合がありますが、後日、控除された額のうち減免額分を還付しますのでご了承ください。

24 医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除

住民保険課 ☎ 096-286-3113、いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

平成 28 年熊本地震により被災され、下記の【免除要件】に該当する方が、医療機関を受診したり、介護保険サービスを利用する場合、免除要件に該当する旨を医療機関や介護サービス事業所などの窓口にて申告していただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが猶予されます。また、町により要件に該当することが確認できれば、猶予された一部負担金（窓口負担など）は後日免除されます。

※介護保険サービス利用料の免除につきましては、後日申請が必要です。

【免除対象期間】

平成 28 年 7 月末まで

【免除要件】

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※施設に入所されている方など、免除を受けられない場合があります。

【対象となる保険等】

- 国民健康保険 ●後期高齢者医療保険
- 介護保険 ほか

25 国民健康保険の一部負担金の還付

住民保険課 ☎ 096-286-3113

平成 28 年熊本地震により被災された益城町国民健康保険加入者の医療機関窓口での一部負担金の猶予・免除については、「No.24」のとおりとなっておりますが、このほど、国から「免除の要件に当てはまる方がすでに医療費を支払っている場合」の具体的な還付手続きについての内容が示されましたので、「免除の要件に当てはまる益城町国民健康保険加入者がすでに医療機関等に支払われた一部負担金の還付手続き」について、次のとおり還付申請を受け付けます。

【対象となる方】

益城町国民健康保険加入者のうち、下記「手順①の要件」に該当する方

【受付開始時期】

平成 28 年 7 月下旬から

【受付場所】

益城町中央公民館内 住民保険課 保険年金係

【申請方法・手順】 <当面の還付申請手順>

◆手順①…それぞれの要件に応じた確認書類を用意してください。

要件	左欄の要件を確認するために必要な書類
住家が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした場合	り災証明書（写しでも可） ⇒住家の被災状況（半壊以上）を確認します。
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、警察の発行する死体検案書

要件	左欄の要件を確認するために必要な書類
主たる生計維持者が「重篤な傷病」を負った場合 ※重篤な傷病…1か月以上の治療を有すると認められるもの	医師の診断書
主たる生計維持者の行方が不明である場合	警察に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止・休止した場合	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	雇用保険受給資格者証、事業主等による証明

◆手順②…上記のほか、次の関係書類等も確認させていただきます。

※手順①を含め、手続きの際に関係書類が不足する場合は還付申請をお受けすることはできません。

関係書類として必要な物	確認事項等
医療費の領収証	医療機関において支払った一部負担金の額を確認するため ※領収証を紛失している場合は、可能な限り医療機関へ再発行を求めてください。支払証明書でも対応できます。
国保の保険証	国保の加入状況を確認するため
世帯主名義の通帳等	医療費の還付金は、世帯主名義の金融機関口座へ振込となります。
印鑑（スタンプ式不可）	申請書に押印していただくため

※領収証は、申請前の整理にご協力をお願いします。

【今回の医療費還付の対象とならないもの】

- 平成28年4月13日以前受診分の全ての医療費
- 平成28年4月14日の地震発生時刻前受診分の医療費
- 入院時の食事代（標準負担額）
- 入院時の部屋代（差額ベッド代）
- その他、保険診療外の費用
- はりきゅう、あんま・マッサージ、整骨院等の受診費用

【当面、還付の対応ができない医療費】

平成28年4月受診分の医療費領収証のうち、「4月13日以前から入院し、4月14日以降も継続して入院していた場合」の医療費

※この場合、震災前と震災後の医療費の切り分けができないため、当面は還付額の算定ができません。

◆手順③…手順①と②の書類を住民保険課窓口へ持参し、「国民健康保険一部負担金還付申請書（窓口備付）」を記入、押印する。

◆還付までの流れ

一部負担金の還付金については、申請後2～3週間程度を目安に国保世帯主様名義の金融機関口座へ振り込みます。

なお、振り込みの際は、還付金決定通知を送付することとしています。

※後期高齢者医療の医療費還付については、後期高齢者医療広域連合から連絡があり次第、受け付けを開始しますので、今しばらくお待ちください。

26 自立支援医療(更生・育成・精神通院)の所得区分の変更

福祉課 ☎ 096-286-3115

平成 28 年熊本地震により、平成 28 年度の個人町民税が減免されることに伴い、自立支援医療費の所得区分が変更される場合があります。所得区分は、減免後の個人町民税の額で決定されます。所得区分を変更するには申請が必要です。

【自立支援医療費の自己負担上限額 (月額)】

個人町民税の額	所得区分	更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続*
235,000 円以上	一定所得以上	対象外	対象外	20,000 円
33,000 円以上 235,000 円未満	中間所得 2	医療保険の 自己負担限度額	10,000 円	10,000 円
課税以上 33,000 円未満	中間所得 1	医療保険の 自己負担限度額	5,000 円	5,000 円
非課税 (本人収入 800,001 円以上)	低所得 2	5,000 円	5,000 円	5,000 円
非課税 (本人収入 800,000 円以下)	低所得 1	2,500 円	2,500 円	2,500 円

*腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓機能(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)、精神疾患、医療保険の多数該当の方

※申請後の所得区分は、申請決定の翌月からの適用となります。

27 保育料の減免

こども未来課 ☎ 096-286-3117

平成 28 年熊本地震の発生により熊本地震により被災された方は、被災状況に応じて保育料の減免を受ける事ができます。

【対象となる方】

平成 28 年熊本地震により住家に被害を受けられた方

【減免割合および期間】

住家の被害程度	減免対象期間	減免割合
全壊・大規模半壊	平成 28 年 4 月分～平成 29 年 3 月分	全額免除
半壊	平成 28 年 4 月分～平成 29 年 3 月分	1 / 2

【必要なもの】

- 減免申請書
- リ災証明書 ※コピー可

28 児童扶養手当の所得制限解除

こども未来課 ☎ 096-286-3117、上益城福祉事務所 ☎ 096-282-0215

児童扶養手当の受給額が所得制限により全部または一部停止となっている方で、平成 28 年熊本地震の発生により住宅などに損害を受けた方に対して、停止を解除し全部支給とすることができます。解除を受けるためには申請が必要です。

【対象となる方】

現在、児童扶養手当の受給額が所得制限により全部または一部停止となっている方で、平成 28 年熊本地震により住宅などにその価格の 1/2 以上が損害を受けた場合

※本年中の所得が一定額以上となった場合は、全部停止または一部停止の解除によって受給した額を返還することとなります。

【必要なもの】

- 児童扶養手当被災状況届
 - リ災証明書 ※コピー可
 - 被災の程度が確認できる写真
- ※申請前にご相談ください。

29 公金(税、使用料など)の納付

会計課 ☎ 096-286-3201

当面の間、町の公金(税金や使用料など)の納付は、仮庁舎会計室(益城町中央公民館裏プレハブ内)ではできません。各金融機関またはコンビニエンスストアで納付いただきますようお願いします。

【納付できる場所】

◆金融機関

- 肥後銀行本・支店
- 熊本銀行本・支店
- 熊本第一信用金庫本・支店
- 熊本信用金庫本・支店
- 上益城農業協同組合本所・各支所
- 九州内のゆうちょ銀行または郵便局

◆コンビニエンスストア

- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- ココストア
- エブリワン
- デイリーヤマザキ
- サンクス ほか

30 災害ボランティアの派遣

益城町災害ボランティアセンター ☎ 090-8348-2644、090-8348-2559

今回の地震により被害を受けた家の中の片付けなど、お手伝いをします。

【依頼方法】

電話かファックスで益城町災害ボランティアセンターへお申し込みください。

※ボランティアの派遣調整に、少々お時間をいただきますので、よろしくお願ひします。

※危険を伴う作業など、対応できない内容もございます。

町の情報などを随時発信しています。

◆益城災害FMラジオ(周波数 89.0 MHz)

町のお知らせや生活情報を毎日放送しています。

【放送時間】

① 9:00 ② 13:00 ③ 18:00

※ 1時間おきに再放送します。

■スマホでも聞けます

「災害FM of using FM++」アプリを
右のQRコードを利用してダウンロードしてください。

iPhone/iPad



Android



◆益城町ホームページ

随時更新しています。

◆広報ましき災害臨時号、お知らせ版

避難所に掲示および配布、一部の公民館などに掲示しています。

◆益城町防災行政無線

緊急を要する情報を一斉放送します。